

大阪高裁決定「婚外子相続差別は憲法違反」

2011、8/24付

<素晴らしい違憲決定！>

10月4日（火）の朝日新聞朝刊一面左側をふと見ると、「婚外子差別は『違憲』」の見出しが！ 「エエッ!」、「ワオー！」と嬉しく幸せな気分になりました。

1995年の最高裁大法廷による「相続差別合憲決定」以降、高裁での初めての憲法違反決定でした。ずばり次のように言っています。

「本件規定は、法律婚の尊重という立法目的との合理的関連性を欠いており、憲法14条1項、13条及び24条2項に違反して無効である」！！

合憲決定以降、最高裁小法廷による判決や決定がこれまで5回出され、すべて合憲判断でしたが、それでも憲法違反とした少数意見や違憲の疑いが強いなどの補足意見が毎回出されてきた中で、今回の違憲決定はそれらの“意見”を反映したものでした。

決定の中で、「婚外子に対する相続差別は、法が婚外子を婚内子より劣位に置くことを認める結果となり、法が婚外子に対する「いわれない差別」を助長する結果になりかねない」と、民法相続規定の差別性についてはっきりと述べています。

<「婚外子差別撤廃が公的場面で一般化しつつある」>

高裁決定は、これまでの最高裁法廷での少数意見や補足意見で出されていた判断を踏襲し、「婚姻、家族生活、親子関係における実態の変化や国民意識の多様化、諸外国における国際的な区別撤廃の進捗、国連自由権規約委員会の意見など相続分平等化を促す事情が多く生じている」のだと明確に言い切りました。

“国連自由権規約委員会の意見”とは、婚外子に対する相続差別撤廃勧告のことで、違憲理由で改めて触れたことは、“国連勧告”が裁判で定着化しつつあるのだと思います。更に、「国籍法に関する最高裁判決により国籍取得に関する区別が違憲とされ、戸籍や住民票において嫡出・非嫡出を区別しない表示が採用されるようになり、児童扶養手当法施行令が改正されるなど、嫡出子と非嫡出子とを区別して取り扱わないことが公的な場面において一般化しつつある」と述べています。このように、婚外子差別撤廃が公的な場面で一般化しつつある現状を認め、相続差別も撤廃すべきとしたことは、画期的なことです。

<婚外子差別撤廃への大きな後押し>

「相続規定は、言われなき差別を助長する結果になる」とした決定を、政府や国会は重く受け止め、これ以上婚外子に対する差別を放置してはならないと思います。早急に相続差別の撤廃に向け動きだすべき時です。そして最高裁も、今後の相続差別裁判の審

理においては、こんどこそ憲法違反の判決を出すことが自らの責任ではないでしょうか。
(田中)

<相続差別は憲法の下記条文に違反するとの高裁決定>

<憲法>

- 【第14条1項】 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 【第13条】 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- 【第24条2項】 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(通信Voice 2011, 9-10月号より)

